

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

# 名古屋北部民商ニュース

2018年9月3日(月)発行

No.294

## 名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 名古屋市国保の改善を すべての会員が署名を集めよう



= 閉会あいさつする  
三浦愛商連社会保障部長 =

8月24日(金)夜、「名古屋の国保をよくする2018年署名スタート集会」が開催され、約30名が参加しました。  
はじめに、保険医協会の日下さんから「国保の現状と構造的問題」として、産業構造の変化に伴い、無職世帯(おもに年金受給者)や、非正規雇用者の割合が増加していることを指摘。一人あたり保険料は1984年39、020円でしたが、2016年には94、140円と倍以上になっています。「制度改善のためには、国庫負担上げが必須」と強調しました。  
その後、共産党の柴田市議、民医連、民商、名古屋

### 中小企業法務プラス!ワンポイント

～ 事業の話⑦ 時効になった債権による取立て ～

債権には消滅時効があります。支払を求める権利を有している場合でも、支払いすべき日を過ぎた後、5年や10年など一定期間の間、債権者から裁判上の請求が行われず、債務者からの債務承認もないという場合には、消滅時効にかかり、支払義務が消滅します。消滅時効は、「権利の上に眠る者は保護に値しない」という考え方や、長期間経つと契約書や領収書といった証拠が散逸してしまい、権利義務関係がわからなくなりがちだから、という考え方にもとづいています。

そのため、誰かにお金を貸している場合や、売掛金を有している場合には、権利を行使しないまま長い間放置していると、消滅時効にかかってしまい回収できなくなる可能性があるもので、注意が必要です。

一方、消費者金融など金融機関から借入をした場合には、消滅時効を主張する状況にも遭遇します。債権管理回収業者(サービサー)という、金融機関の持っている債権を安く買い取って回収する業者が、すでに消滅時効にかかっている古い債権を買い取ったうえで、遅延損害金も加算して請求してくるケースが時折見受けられます。残債務元本が数十万円でも、長期間の遅延損害金によって請求金額が数百万円にもふくれあがっていることもあります。

時効が成立するためには、期間の経過だけでなく、「時効である」との主張(援用)も必要です。昔の借入について請求が来るとびっくりするかもしれませんが、お気軽にご相談ください。

2018年9月 弁護士 矢崎暁子(名古屋北法律事務所)

市職労(国保推進委員)からそれぞれ発言。民医連からは、無保険での診療が昨年97件あったこと、救急搬送されて当日国保加入した方は「保険証がなく、病院にいかれなかった」と話していた、と報告。  
民商からは、国保料を滞納していた港区の民商会員が、売上金200万円余りをすべて差し押さえられ、短期の生活保護を受給せざるを得なかった、と報告。

「国保と高齢者医療、介護保険の改善を求める請願署名」を秋の運動で、すべての会員の皆さんから集め、まわりにも広げていきましょう。  
「滞納は、生活困窮者のSOSだと捉えて対応している自治体もある。営業も生活もできなくなる差し押えありきの名古屋市でいいのか」と問題提起を行いました。

### 複数税率とインボイス学習会

来年10月の消費税10%への増税時に複数税率が、2023年にインボイスが導入されます。どんな影響を受け、どう対策するかなど、学習会に参加して、交流しましょう。

- ① 9月10日(月) 山田地区会館
- ② 9月28日(金) 民商事務所
- ③ 10月2日(火) 楠地区会館

①は夜7時30分～ ②③は夜7時～

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。  
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の  
ホームページはコチラ

